

さが生活困窮者エールプロジェクト事業費補助金制度要綱

第1 通則

さが生活困窮者エールプロジェクト事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）のほか、この要綱により基本的な枠組みを定める。

第2 目的

本補助金は、物価高騰等に伴い困窮する世帯（生活保護受給世帯を含む。以下「生活困窮世帯」という。）を対象に、食事や食品等の提供を行うCSOに対し、広域的な運営支援等を行う公益財団法人佐賀未来創造基金（以下「中間支援法人」という。）の取組を支援することにより、生活困窮世帯の支援をCSOと協働して実施することを目的とする。

第3 定義

1 さが生活困窮者エールプロジェクト事業費補助金

さが生活困窮者エールプロジェクト事業費補助金（以下「本補助金」という。）は、第2に規定する目的を達成するために行う佐賀県が交付する補助金である。

2 CSO

佐賀県内のNPO法人、市民活動・ボランティア団体、自治会、婦人会、老人会、PTAなどの組織・団体のうち佐賀県内で活動を行う者をいう。

第4 補助対象事業

本補助金の補助対象事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 生活困窮世帯を対象に、食事や食品等の提供を行うCSOに対し、中間支援法人が食事や食品等の提供に要する経費を助成する事業
 - (2) 生活困窮世帯を対象に、食事や食品等の提供を行うCSOに対し、中間支援法人が食事や食品等の提供に必要な資機材の購入に要する経費を助成する事業
 - (3) 生活困窮世帯を対象に、食事や食品等の提供を行うCSOに対し、中間支援法人が事業の効果的な実施に資するための広域的な運営支援等を行う事業
- 2 事業の実施に当たっては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した佐賀県の「さが生活困窮者エールプロジェクト」の補助を受けて実施することを明示するものとする。
 - 3 CSOへの助成に当たっては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した

佐賀県の「さが生活困窮者エールプロジェクト」の助成を受けていることを明示する物品等を作成し、CSOに対し、当該物品等を添付して生活困窮世帯へ食事や食品等の提供を行うよう周知徹底する。

第5 事業の要件

中間支援法人による事業の実施に当たり、次の各号を遵守すること。

- (1) 法令、規則、関係要綱及び要領を遵守すること
- (2) 物価高騰等に伴い困窮する世帯に対する臨時的事業であること
- (3) 営利を目的としない事業であること
- (4) 本事業とは別に国又は地方公共団体その他の団体等から助成を受けている場合、対象事業及び対象経費を区分して経理すること
- (5) 県が別に定める助成要領に基づきCSOに対する助成事業を実施すること
- (6) 県、市町、社会福祉協議会、生活自立支援センター等との連携を図り、事業の効果的な実施に資するよう、CSOに対する情報提供及び助言等を行うとともに、研修会・交流会の実施などによる伴走支援を行うこと
- (7) CSOに対する助成期間終了後、県が別に指定する日までに、事業の成果発表会を実施すること
- (8) 補助対象事業終了後、県が別に指定する日までに、県に実績報告を提出し、事業実績についてホームページで公表し、県に報告すること

第6 CSOに対する助成事業

CSOの募集、選定、実施等に当たり、次の各号を遵守すること。

- (1) CSOの募集に当たっては、公募すること
 - (2) 公募に当たっては、対面及びオンラインによる説明会及び相談会を行うこと
 - (3) 県及び第三者を含む選考委員会を開催し、客観的な選考基準に基づき採否を決定すること
 - (4) 助成対象者の名称をホームページで公表し、県に報告すること
 - (5) 助成開始から3か月を経過した時点で、中間報告を求め、進捗に問題があると認める場合は個別支援を行うほか、現場に赴き実施状況の確認を行うなどの対応を行うこと
 - (6) 助成期間は、令和8年12月末日までとすること
 - (7) 助成期間終了後、令和9年1月15日までに実績報告を提出させること
- 併せて、助成対象者に対し、プロジェクトに関する感想、生活困窮世帯の声などについてアンケートを行い、成果発表会において結果を公表すること

第7 実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

本補助金の交付を受けようとする中間支援法人は、別表1に定めるところにより、さが生活困窮者エールプロジェクト事業の実施計画を作成し、当該計画を県に提出するものとする。

2 実施計画等の変更

本補助金を受けようとする中間支援法人は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより県に報告するものとする。

第8 事業計画の承認

県は、中間支援法人から実施計画の提出を受けた場合、内容を審査し、適当と認められる場合はこれを承認するものとする。実施計画に変更が生じた場合も同様とする。

第9 補助対象経費、本補助金の交付及び執行

補助対象経費、本補助金の交付及び執行は、県が別に定める交付要綱によるものとする。

第10 交付限度額

中間支援法人への交付限度額は、97,613千円を上限とする。

第11 本補助金の交付期間

本補助金を交付する期間は、本補助金の交付が開始される年度限りとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、本補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年3月6日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

区分	内容
1 提出書類	(様式 1) 事業計画書
	(別紙 1) 法人概要
	(別紙 2) 事業計画
	(別紙 3) 実施体制
	(別紙 4) 所要額内訳書
	(別紙 5) スケジュール
	(別紙 6) 暴力団等に該当しない旨の誓約書
	(別紙 7) 申告書
	(別紙 8) 確認書
2 添付書類	(1) 定款
	(2) 直近の事業報告書又は活動内容を示す書類
	(3) 直近の財務諸表
	(4) その他の参考資料
3 提出方法	電子メールによる 宛先：佐賀県社会福祉課 件名：さが生活困窮者エールプロジェクト事業計画書 E-mail： syakaifukushi@pref.saga.lg.jp
4 提出期限	令和 8 年 3 月 1 9 日 (木曜日) 1 7 時必着